

9 在宅生活の支援

家庭訪問指導 (身知)

〔対象者〕

在宅の心身障害児・者（在学中の児童を除く）

〔内容〕

指導員が定期的に家庭を訪問し、あるいは集団で生活指導・療育訓練等を行います。

〔窓口〕

総合療育センター（10頁）

日中一時支援事業（日帰りショート）(身知精)

〔対象者〕

在宅の障害者（児）

地域生活支援事業の支給決定を受けておく必要があります。

〔内容〕

家族などの介護者の理由（疾病・出産・冠婚葬祭・学校等の公的行事及び旅行等）により、障害者支援施設などにおいて一時的に預かり（宿泊を伴わない）、活動の場を提供します。

〔利用者負担〕

所得に応じて負担上限月額が設定されます。

〔窓口〕

各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（7頁）

重度障害者入院時コミュニケーション支援事業 (身知精)

〔対象者〕

北九州市内に居住する障害者（児）で、次の全ての要件に該当する方

- 1) 意思疎通を図ることが困難な方

障害支援区分認定調査項目のうち「3-3 コミュニケーション」の項目について、「日常生活に支障がない」以外に該当していること

- 2) 単身の世帯又はこれに準ずる世帯に属する方

- 3) 居宅介護、重度訪問介護、行動援護又は重度障害者等包括支援等のサービスを現に利用している方

- 4) 入院した医療機関からコミュニケーション支援員の受け入れについて承諾を得た方

〔内容〕

入院先の医療機関にコミュニケーション支援員を派遣することにより障害者（児）が、医療従事者と意思疎通を図り円滑な医療行為を受けることができるように支援します。

〔利用者負担〕

所得に応じて月額負担上限額が設定されます。

〔窓口〕

各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（7頁）

訪問入浴サービス

〔対象者〕

自宅や通所サービスなどで、入浴することが困難な重度身体障害者

〔内容〕

看護師及び介護職員が乗車した入浴車が対象者の世帯を訪問し、週1回〔但し、5月～10月は週2回〕まで入浴サービスを行います。 ※介護保険が優先的に適用されます。

〔料金〕

所得に応じて負担上限月額が設定されます。

〔窓口〕

各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（7頁）

訪問給食サービス **者**

〔対象者〕

栄養管理・改善が必要なひとり暮らしの重度身体障害者

〔内容〕

バランスのとれた食事を調理し、居宅へ訪問配達します。（週5日以内、1日1食）

〔料金〕

1食当たり500円

〔窓口〕

各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（7頁）

在宅重度身体障害者の訪問診査

〔対象者〕

身体的、地理的条件等により、障害福祉センターへの来所相談や身体障害者巡回相談に参加することが困難な肢体不自由の在宅重度身体障害者等

〔内容〕

医師等が家庭を訪問し、肢体不自由に係る補装具の支給判定などを行います。

〔窓口〕

各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（7頁）

身体障害者巡回相談

〔対象者〕

肢体不自由の身体障害者等

〔内容〕

医師等が各区役所等（小倉北区を除く）に定期的に巡回して、補装具の支給判定などを行います。

〔窓口〕

各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（7頁）

要約筆記者の派遣 ⑤

〔対象者〕

聴覚障害があり、外出等で要約筆記がなければ意思の疎通が困難な方

〔内容〕

医療機関（ただし、継続的な通院は除く）や官公庁などへ外出する場合、要約筆記者を派遣します。

派遣時間 概ね1回2時間以内

料 金 無料。ただし、要約筆記者の同行に伴う交通費、ロール紙代等は利用者の負担となります。

〔窓口〕

視聴覚障害者情報センター（16頁）

手話通訳者の派遣 ⑤

〔対象者〕

聴覚障害や音声・言語機能障害があり（おおむね身体障害者手帳3級以上）、外出等で手話通訳者がいないと意思の疎通が困難な方

〔内容〕

医療機関（ただし、継続的な通院は除く）や官公庁などへ外出する場合、手話通訳者を派遣します。

派遣時間 原則として1回4時間以内

料 金 無料。ただし、手話通訳者の同行に伴う交通費等は利用者の負担となります。

〔窓口〕

聴覚障害者情報センター（17頁）

盲ろう者通訳・ガイドヘルパーの派遣 ⑤

〔対象者〕

視覚障害と聴覚・言語障害の重複があり（おおむね身体障害者手帳2級以上）、外出等で通訳・ガイドヘルパーがいないと意思の疎通及び移動が困難な方。

〔内容〕

医療機関（ただし、継続的な通院は除く）や官公庁などへ外出する場合、盲ろう者通訳・ガイドヘルパーを派遣します。

派遣時間 原則として1回4時間以内

料 金 無料。ただし、盲ろう者通訳・ガイドヘルパーの同行に伴う交通費等は利用者の負担となります。

〔窓口〕

聴覚障害者情報センター（17頁）

公文書の点字シール貼付者^⑤

〔対象者〕

視覚障害者

〔内容〕

市役所が発送する「市民税納税通知書」「固定資産税納税通知書」「国民健康保険料納入通知書」「介護保険料納入通知書」「重度障害者医療費証」の封筒右下に、その文書の内容を表す点字シールを貼ってお送りします。

※新規希望者は、名簿の登録が必要となります。

〔名簿登録窓口〕

保健福祉局障害者支援課 TEL 582-2424

〔各公文書発送窓口〕

対象の公文書	担当課	電話番号
市県民税納税通知書	財政局課税課	582-2033
固定資産税納税通知書	財政局固定資産税課	582-3210
国民健康保険料納入通知書	保健福祉局保険年金課	582-2415
介護保険料納入通知書	保健福祉局介護保険課	582-2771
重度障害者医療費証	子ども家庭局子育て支援課	582-2410

補聴器誘導システム（聴こえをよくする装置）の貸し出し^⑤

〔内容〕

補聴器誘導システムは、会議室等で一定の広さの一面をループアンテナで囲い、マイクやテープなどの音声を電波に変換してループアンテナから送信することにより、囲いの中にいる方の補聴器に、音声は明瞭に入るようになる機械です。

この補聴器誘導システムの貸し出しを行います。

〔貸出対象〕

会議、催し物を開催する団体・グループ

※個人の方にはお貸しできません。

〔貸出場所〕

各区役所総務企画課

※戸畑区のみ東部障害者福祉会館

〔問合せ〕

保健福祉局障害者支援課 TEL 582-2424

盲導犬の貸与者

〔対象者〕

身体障害者手帳1級・2級の交付を受けた満18歳以上の視覚障害者で、訓練センターにおいて、盲導犬とともに共同訓練を受けて、その課程を修了した方

〔内容〕

盲導犬を無償貸与します。

〔窓口〕

名 称	所 在 地	電話<ファックス>番号	最寄りの交通機関
公益財団法人 九州盲導犬協会	〒819-1122 福岡県糸島市東702-1	092-324-3169 <092-324-3386>	J R 筑肥線（地下鉄） 「筑前前原駅」
総合訓練センター			

障害者パソコンサポーターの派遣

〔対象者〕

障害者手帳（身体障害者、知的障害者、精神障害者）を持つ市内居住者で、下記のいずれかに該当する人・団体

- ①障害のために、パソコンの設定や操作等に支援が必要な人
- ②障害によって、一般のパソコン教室で習うことが困難な人
- ③障害のために、外出が困難な人
- ④①～③に該当する人が参加する講座等で補助講師を必要とする団体（通年のパソコンサークルや営業・経済活動等を除く）

対象となるか不明の場合は、下記窓口にお問い合わせください。

〔内容〕

障害の特性に応じたパソコン操作を修得しているパソコンサポーターが、パソコンやその周辺機器の使用方法等について支援を必要とする障害者に対し、相談日（毎週水曜日午後）と電話での相談対応や、訪問などにより、障害があることによって困難なことについてお手伝いします。

〔窓口〕

障害福祉ボランティア協会（電話：882-6770 F A X：882-6771）

もらって安心災害情報配信サービス 者 身

〔対象者〕

聴覚障害者の方

〔内容〕

消防車の出動や地震情報、避難に関する情報などを、メールで携帯電話やパソコンに配信します。

〔登録方法〕

ご利用になるためには、事前に登録が必要です。

e-kitakyushu@xpressmail.jp に空メールを送信し登録手続きを行ってください。

〔費用負担〕

登録は無料ですが、受信費用（通信費用）は自己負担です。

〔窓口〕

消防局人事課 TEL 582-3805



ファックス119 身

〔対象者〕

言葉や耳の不自由な方で、電話による119番通報が困難な方

〔内容〕

火事や急病等の緊急時に、ファックスで消防車又は救急車を要請することができます。

通報用ファックス用紙（ファックス119番通報カード）は各消防署及び各区高齢者・障害者相談コーナーにあります。また、消防局のホームページからもダウンロードできます。

ファックス番号 局番なしの119又は591-0119

ファックス119様式掲載ホームページ

<http://www.city.kitakyushu.lg.jp/shoubou/12900100.html>

〔費用負担〕

ファックス番号局番なしの119は無料です。591-0119については、契約電話会社によって有料になる場合があります。

〔窓口〕

消防局指令課 TEL 582-3823

あんしんメール119 身

〔対象者〕

北九州市内に在住又は通勤、通学されている方で、言葉や耳の不自由な方

〔内容〕

火事や急病等の緊急時に、携帯電話のeメール機能を利用して、北九州市の消防車や救急車を要請することができます。

なお、利用するためには**事前登録**が必要です。

〔費用負担〕

メール利用料金は、自己負担となります。

〔窓口〕

消防局指令課 TEL 582-3823

ファックス 110番

〔対象者〕

言葉や耳の不自由な方

〔内容〕

福岡県内で事件や事故に遭遇した際の警察への緊急通報手段です。
ファックスを利用して通報できます。

ファックス番号

092-632-0110

〔費用負担〕

ファックス使用料金は自己負担となります。

〔その他留意事項〕

「ファックス 110番」は言葉や耳の不自由な方専用の緊急通報システムです。
一般の方は電話での110番通報をご利用ください。

〔問い合わせ先〕

福岡県警察本部 通信指令課 (092-641-4141)

メール 110番

〔対象者〕

言葉や耳の不自由な方。

〔内容〕

福岡県内で事件や事故に遭遇した際の警察への緊急通報手段です。
携帯電話やパソコンなどのメールを利用して通報できます。

〔メールアドレス〕

fpp.mail-110@fukuoka-police.jp

〔掲載ホームページ〕

http://www.police.pref.fukuoka.jp/tiiki/tushin/mail_110.html

〔費用負担〕

メール利用料金は自己負担となります。

〔その他留意事項〕

「メール 110番」は言葉や耳の不自由な方専用の緊急通報システムです。
一般の方は電話での110番通報をご利用ください。

〔問い合わせ先〕

福岡県警察本部 通信指令課 (092-641-4141)

緊急通報システム（あんしんライン119）



〔対象者〕

重度身体障害者がいる世帯の人

〔内容〕

重度身体障害者などのお宅に緊急通報装置を設置し、ペンダントなどのボタンを押したり、センサーが煙、熱、ガス漏れを感知した場合に、24時間体制の消防指令センターに緊急メッセージが流れることで、急な発作や災害などの緊急事態に迅速かつ適切に対応します。なお、緊急通報装置の通話機能で消防指令センターと会話ができるようになっています。

〔費用負担〕

世帯・身体要件や生計中心者の課税状況に応じて費用負担が必要になることがあります。

〔窓口〕

各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（7頁）

携帯電話の緊急速報メール（エリアメール）

〔対象者〕

受信対応機種を所有する方

〔内容〕

緊急地震速報や津波警報及び特別警報、国・地方公共団体の災害・避難情報を、エリア内の携帯電話に強制配信するシステムで対応機種であれば受信可能です。利用するための事前登録は必要ありません。なお、受信可能かどうかは各携帯会社へお問い合わせください。

防災・危機管理情報ツイッター

〔対象者〕

北九州市内に在住の方

〔内容〕

避難情報や気象情報などの防災・危機管理情報のほか、防災啓発に関する各種情報を発信しています。

アドレス https://twitter.com/kitakyushu_kiki

視覚・聴覚障害者に対する避難情報の提供について

〔対象者〕（以下のすべてに該当する方）

- ①視覚障害（障害等級1・2級）の方、又は聴覚障害（障害等級2級）の方（総合等級ではなく個別等級）
- ②ひとり暮らし、又は視覚・聴覚障害者のみからなる世帯の方
- ③携帯電話を保有せず、固定電話、FAX電話のみを保有している方
- ④病院や社会福祉施設等に入院又は入所していない方

〔内容〕

携帯電話を保有していないため、緊急速報メールや登録制防災メールにより情報を入手することができない視覚・聴覚障害者の方へ、自宅の固定電話やFAXへ避難情報（緊急速報メール同様）を提供しています。なお、利用するためには事前登録が必要です。

〔費用負担〕

通話料や通信料は不要ですが、ファックス用紙やインクは自己負担となります。

〔窓口〕

北九州市危機管理室、各区役所 高齢者・障害者相談コーナー

すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務づけられています

北九州市では、一定の障害のある方を対象に、安全・安心な日常生活を送っていただけるよう、日常生活用具給付事業（48頁）の一環として火災警報器の給付を行っています。

住宅用火災警報器は火災の発生をいち早く知ることができ、被害を軽減するために有効です。本給付制度をご活用いただき、一日も早く住宅用火災警報器を設置しましょう。

お問い合わせは、各区役所 高齢者・障害者相談コーナーへ。

粗大ごみ持ち出しサービス **者**

〔対象者〕

身体障害者、知的障害者、精神障害者等、障害の種類は問わず認定を受けている方
(健常者と同居している場合は対象となりません)

〔内容〕

粗大ごみを収集場所まで持ち出すことが困難な場合に、収集作業員が粗大ごみを家の中から持ち出します。 ※引越ごみの制度は利用できません。

〔手数料〕

粗大ごみの手数料に加えて1個あたり500円の手数料が必要です。
持ち出し手数料の納付は、「粗大ごみ納付券500円」を使用してください。

粗大ごみ手数料	持ち出し手数料	支払合計
300円	+500円 ⇒	800円
500円	+500円 ⇒	1,000円
700円	+500円 ⇒	1,200円
1,000円	+500円 ⇒	1,500円

〔申込み方法〕

粗大ごみ受付センターに電話又はFAXで申し込んでください。

電 話 : 093-592-5300

F A X : 093-592-5432

受付時間 : 月曜日～土曜日 9:00～17:00

(収集日の前日まで、祝日も受け付けます)

ふれあい収集 **者** 身 知 精 難

〔対象者〕

- (1) 障害福祉サービスの受給認定を受けている単身世帯
 - (2) 介護保険の要介護度2以上の単身世帯
- ※ 同居の方がいる場合は、同居者も(1)または(2)に該当する必要があります。
- ※ 親族や地域の方、又はボランティア等により、ごみ出しの協力が得られる場合は対象となりません。
- 市の職員が申込者のお宅へ訪問し、現状等についておうかがいしたうえで、決定します。

〔内容〕

ごみステーションに家庭ごみを出すことが困難な方を対象に、玄関先まで収集にうかがいます。週1回、指定袋に入れられた全ごみ種(家庭ごみ、かん・びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装)を収集します。手数料は必要ありません。

〔申込方法〕

各区役所の高齢者・障害者相談コーナー、環境局業務課に申込書がありますので、申込書と必要書類(障害福祉サービスの受給者証の写しなど)を窓口に提出してください。申込書は代筆、郵送も可能です。

郵送の場合 : 〒803-8501 小倉北区内1-1 北九州市環境局業務課まで

高齢者・障害者あんしん法律相談

〔対象者〕

障害者及びその家族等

〔内容〕

障害者の基本的人権の擁護や財産管理などの諸問題について相談を受け、その解決によって障害者の地域生活を支援します。

〔窓口〕

各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（7頁）

地域福祉権利擁護事業者

〔対象者〕

財産管理等を自分の判断で適切に行うことが困難な障害者

〔内容〕

金銭管理サービスや福祉サービスの手続き援助、財産保全などのサービスを提供することにより、個人の財産と権利を守るための支援を行います。

〔窓口〕

名 称	所 在 地	電話<ファックス>番号	最寄りの交通機関
権利擁護・市民後見センター 「らいと」	〒804-0067 戸畑区汐井町1-6 (ウェルとばた3階)	882-4914 <882-2266>	J R 「戸畑駅」 バス「戸畑駅」

成年後見制度利用支援事業者 知 精

〔対象者〕

身寄りのない知的障害者、精神障害者で、自らの申立てが困難であり、本人の福祉を図るために補助・保佐・後見開始の審判請求が特に必要と認められる方

〔内容〕

身寄りがなく自らの申立てが困難な場合、市長が後見・保佐などの申立てを行います。市長が申立てをした場合も、申立て費用は本人の負担となります。ただし、本人が生活保護受給者又は資産、収入等の状況から生活保護受給者に準ずると認められる方については、申立て費用や後見人等への報酬を助成します。

〔窓口〕

各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（7頁）